

平成30年度特別委員会(案)について

会派名	名 称	所 管 事 項 (調 査 内 容)
新政みえ	ICT等調査特別委員会	ICTを活用して行政効率向上を目指すための調査
	主要農作物種子生産条例制定調査特別委員会	種子法に代わる県条例の制定に向けた調査
自由民主党 県議団	選挙制度問題調査特別委員会	条例改正後も県民から不満の声が多数寄せられることから、三重県議会基本条例第6条の2にもあるように、議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うことが必要である。また、一票の格差を基本に、特例区や地域事情、議会の裁量権の問題もあわせて重点調査項目として検討する。
自民党		なし
能動		なし
鷹山		なし
公明党	議員報酬等議会経費削減調査特別委員会	県民からの御意見が多い議員報酬や政務活動費など、議会経費の削減について調査する。
日本共産党		なし
大志		なし
草の根運動 いが		なし
青峰		なし

特別委員会の設置等について

平成 21 年 5 月 8 日 代表者会議決定
平成 22 年 3 月 12 日 代表者会議改正
平成 23 年 5 月 9 日 各派世話人会改正

特別委員会について、その機能が十分に発揮されるよう、設置運営等に関して、次のように取り扱う。

1 設置

特別委員会の設置については、必要が生じた都度、代表者会議において設置の要否につき協議、検討を行った上で設置するものとする。

設置期間については、目標とする調査期間をあらかじめ設定し、調査終了後、速やかに廃止するものとする。

2 調査事項等

特別委員会の調査事項は、重要かつ緊急性の高い県政課題等とし、あらかじめ常任委員会の所管事項との関係を明確に整理、調整した上で、目的達成型の特別委員会となるよう課題を絞って調査を行うものとする。

3 委員定数・所属委員

特別委員会の委員定数、所属委員等については、設置の目的に沿って、各会派の議員数を十分考慮した上で、その都度、協議調整して定めるものとする。

4 県内外調査

特別委員会の調査の目的を達成するため、原則として、県内調査については、日帰り調査を適宜、県外調査については、1泊2日以内の行程で1回実施することができるとする。

5 調査結果

調査結果については、特別委員長報告に加え、課題解決に向けての政策提言を行うなど、多様な活用を図るものとする。

平成19年度以降の特別委員会設置状況

※()内は定数

H19	H20	H21	H22
地域活性化対策 調査特別委員会 (11)	地域間格差対策 調査特別委員会 (12)	地域経済活性化 対策調査 特別委員会 (13)	地域主権調査 特別委員会 (13)
南北格差対策 調査特別委員会 (13)	NPO等ソーシャル ビジネス支援 調査特別委員会 (12)	地域雇用対策 調査特別委員会 (13)	新エネルギー調査 特別委員会 (13)
子育て支援対策 調査特別委員会 (12)	救急医療体制 調査特別委員会 (12)		
県立病院等調査 特別委員会 (13)	食料自給対策 調査特別委員会 (13)		

H23	H24	H25	H26
東日本大震災に 関する復旧・復興 支援調査特別委員会 (13)	スポーツ振興対策調 査特別委員会 (9)	新エネルギー等活用 調査特別委員会 (9)	障がい者雇用促進調 査特別委員会 (9)
	議員提出条例検証特 別委員会 (9)	「実はそれ、ぜんぶ 三重なんです！」連 携調査特別委員会 (9)	
	選挙区調査特別委員 会 (13)	選挙区調査特別委員 会 (13) < 24年度から 継続 >	

H27	H28	H29	H30
人口減少対策調査特 別委員会 (13)	子どもの貧困対策調 査特別委員会 (9)	障がい者差別解消委員 会 (13)	障がい者差別解消委員 会 (13) < 29年度から 継続 >
	サミットを契機と して地域の総合力 向上調査特別委員 会 (9)	働き方改革調査特別 委員会 (13)	
	選挙区調査特別委員 会 (15)	選挙区調査特別委員 会 (15) < 28年度から 継続 >	